工事に係る入札(見積)心得書

航空自衛隊浜松基地

第1航空団基地業務群会計隊

工事に係る入札心得書(追加版)

この心得は、部隊発注工事の入札手続業務の基準として適用するものとし、 細部は、契約担当官の指示による。

(目的)

第1条 一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) [、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)]、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)[、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)]、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

[注: [] は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。]

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告又は公示(以下「公告等」という。)において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等(防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金等)

- 第3条 入札に参加することができる者(以下「入札参加者」という。) は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除 された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該 入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならな い。
- 3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の 金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支

店又は代理店)に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- 4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結 後に、落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替 えにこれを還付する。

(入札等)

- **第4条** 入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた 者又はその代理人のみとする。
- 2 入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式2までに定める個別案件についての委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第1については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別記様式第2については、入札前までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)により提出するものとする。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加 者の代理をすることができない。
- 4 入札参加者は、入札説明書(又は指名通知書)、図面、仕様書、現場説明書、契約書案(以下「入札説明書等」という。)及び現場(やむを得ず立ち入れない場合を除く。)等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、契約担当官等に書面 (様式は自由とする。)により質問することができる。

- 5 入札参加者は、別記様式第3により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当者に電話連絡するものとする。
- 6 第1回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

- 7 入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない 場合には、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。
- 8 契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第8条第十一号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- 9 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又 は取消しをすることができない。
- 10 入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等あてに書面(様式は自由とするが、入札参加者による記名押印されたものに限る。以下「申出書」という。)にて申し出なければならない。申し出に際し、公告等において指定した担当者に電話連絡し、申出書をFAXにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号28.3.31)に基づく指名停止を行うことがある。

11 入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、 指定された場所(以下「入札室」という。)に入室し、開札に立ち会うもの とする。入札に参加しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は 指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。ただし、事前に 提出した者は除く。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその 代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。

(入札参加の取りやめ)

- **第5条** 入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札参加を取りや めることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がい ないときに再度の入札を行う場合もまた同様とする。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届(別記様式第4)を 契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これに よることができない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとす る
- 3 入札参加をとりやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。)又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、 入札価格(入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。)、入札 書等を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が不穏の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

- **第8条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 一 競争参加に必要な資格を有していない者のなした入札
 - 二 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は、所定の額に達 しない者のなした入札
 - 三 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
 - 四 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
 - 五 代理入札の場合において、委任状を持参しない代理人のなした入札
 - 六 総額で決定すべき入札の場合に、総額の入札金額が未記入の入札
 - 七 入札金額が訂正された入札
 - 八 入札書の記載事項及び入札金額が不明、不明瞭又は鉛筆等で記載された 入札
 - 九 同一事項について、一人が2通(者)以上の入札書を同時に提出した場 合
 - 一〇 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は、契約(入札)担当職員の職務を妨害した者のなした入札
 - 一一 入札に関する条件に違反した場合
 - 一二 入札金額に関する内訳等を提出する場合において、内訳等の内容に 著しい不備がある入札
 - 一三 開札後、第9項第2項に基づく調査に協力しないときは、当該者の した入札は無効として取り扱うものとする。

- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者の した入札は無効として取り扱うものとする。
 - 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき(契約担当官等が 配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。)
 - 二 公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を 求める技術者を配置することができないとき
 - 三 予決令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力 しないとき
 - 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき
 - 五 落札決定までに、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等 の措置要領についてに基づく指名停止を受けたとき

(落札者の決定)

- 第9条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち会計法第29条の6第1項ただし書き及び予算決算及び会計令第84条の規定に該当する入札が行われたと判断した場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なもの)をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 予決令第85条の基準(防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項第 1号に定める基準)に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査 に協力しなければならない。

(再度入札)

- 第10条 開札をした場合において、落札者がないときは再度の入札を行う。
- 2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。
- 3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- 4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落

札しなかった場合は最低入札金額を入札室において読み上げを行う。ただし、入札を保留する場合は除く。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対しては口頭により通知する。

5 再度入札において落札者がないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第 11 条 落札となるべき入札をした者が 2 人以上あるときは、契約担当官等 が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札 者を決定する。
- **2** 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

第 12 条 落札者は、公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を<mark>航空空自衛隊第 1 航空団会計隊</mark>に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の 1 0 分の 3 以上としなければならない。

[役務的保証に限定しない場合]

- 第12条 落札者は、契約金額の10分の1 (建設工事にあって、予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3)以上の契約保証金 又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただ し、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を<mark>航空空自衛隊第1航空団会計隊に直接納付、又は</mark>保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金の代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を 航空空自衛隊第1航空団会計隊に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、 航空空自衛隊第1航空団会計隊からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに 航空空自衛隊第1

<mark>航空団会計隊</mark>の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよ う、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

(契約書等の提出)

- 第 13 条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、これを契約担当官等に提出しなければならない。
- 2 落札者が前項に規定する契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札説明書等)

第14条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第 16 条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又 は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係 を損なうような行為を行ってはならない。

補則

(工事契約に係る苦情処理)

第 17 条 苦情及び再苦情の申立て等については、防整施(事)第148号(28.3.31)により、行うものとする。

(入札参加制限)

第 18 条 競争参加については、入札に参加しようとする者の間に以下の基準 のいずれかに該当する関係がないこととする。(基準に該当する者のすべ てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本則第6条第2項の規定に抵触するものでない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。)である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 二人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の 一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続 中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記一又は二と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者)

- 第19条 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事(3500万円以上(建築一式工事7000万円以上))において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該防衛省発注機関で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。
 - (1) 65 点未満の施工成績評定又は工事成績評定を通知された者
 - (2) 発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により

警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の 職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合 には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に契約担当 官等に通知することとする。

(低入札価格調査に係る特別重点調査)

第20条 別紙のとおり。

工事に係る見積心得書

この心得は、部隊発注工事の業者見積業務の基準として適用するものとし、 細部は、契約担当官の指示による。

(目的)

第1条 見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) [、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)]、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号) [、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)]、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

[注: [] は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。]

(見積等)

- 第2条 見積書を提出することができる者(以下「見積者」という。)は、 契約担当官等(防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官 等をいう。以下同じ。)から見積依頼又は特定通知を受けた者若しくはそ の代理人のみとする。
- 2 見積者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式 第2までに定める個別案件についての委任状を契約担当官等に提出しなけれ ばならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人と することはできない。

別記様式第1については、契約担当官等が指定した期日までに、別記様式第2については、見積書提出前までに持参又は郵送(書留郵便に限る。)若 しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。) により提出するものとする。

- 3 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができない。
- 4 見積者は、仕様書、図面、現場説明書、契約書案(以下「仕様書等」と

いう。)及び現場(やむを得ず立ち入れない場合を除く。)等を熟覧の上、 見積しなければならない。

なお、仕様書等及び現場等に疑義があるときは、契約担当官等に書面 (様式は自由とする。) により質問することができる。

- 5 見積者は、別記様式第5により見積書を作成し、見積件名、見積日時及 び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書提出締切時刻ま でに提出しなければならない。郵送等による見積が認められている場合にお いて、郵送等により見積書を提出する場合は、発送後速やかに見積依頼書又 は特定通知において指定した担当部局に電話連絡するものとする。
- 6 見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすること ができない。
- 7 見積者は、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに、見 積書を提出するものとする。

(見積参加の取りやめ)

- **第3条** 見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取り やめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出 したものがいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。
- 2 見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届(別記様式第6)を契約 担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、こ れによることができない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものと する。
- **3** 見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

- 第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格 又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料(以下「見積書等」とい う。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定 めなければならない。
- 3 見積参加者は契約相手方の決定前に他の見積参加者に対して見積意思、 見積書等を意図的に開示してはならない。

(見積の取りやめ等)

第5条 見積者が不穏の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行す

ることができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず又は 見積を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積の無効)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。
 - 一 見積に必要な資格を有していない者のなした見積
 - 二 所定の日時までに到達しない見積
 - 三 総額の見積金額が未記入の見積
 - 四 見積金額が訂正された見積
 - 五 見積書の記載事項及び見積金額が不明、不明瞭又は鉛筆等で記載された 見積
 - 六 談合等により、他人の競争見積を妨げた者又は、契約担当職員の職務 を妨害した者のなした見積
 - 七 見積金額に関する内訳等を提出する場合において、内訳等の内容に著 しい不備がある見積
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者の した見積は無効として取り扱うものとする。
 - 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき (契約担当官等が 配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。)
 - 二 公示等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を 求める技術者を配置することができないとき
 - 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ず るものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき

(契約の相手方の決定)

第7条 見積者が提出した見積金額が、契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内である場合に、契約の相手方とする。

(再度見積)

第8条 前条の予定価格に達した価格の見積がないときは、必要に応じ再度 見積を行う。

(契約の相手方となるべき見積をしたものが2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、契約 担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引か せて契約者を決定する。 2 前項の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

第 10 条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券 による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付し、その証券を取扱 官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

[役務的保証に限定しない場合]

- 第 10 条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を<mark>航空空自衛隊第1航空団会計隊に直接納付、又は</mark>保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を航空空自衛隊第1航空団会計隊に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、航空空自衛隊第1航空団会計隊からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに航空空自衛隊第1航空団会計隊の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。
- 4 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 契約の相手方は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行

保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

(契約書等の提出)

- 第 11 条 契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印 し、これを契約担当官等に提出しなければならない。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、 契約の相手方としての資格を失う。

(仕様書等)

第12条 仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

(異議の申立)

第 13 条 見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第 14 条 不適切な形態による下請契約又は再委託契約により工事又は業務を 実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならな い。